

## 手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声だけでなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

本年1月20日、我が国は国連に障害者の権利に関する条約の批准書を寄託し、ようやく140番目の締約国となった。障害者の権利に関する条約には「手話は言語」であることが明記されている。

これまで日本政府は、障害者の権利に関する条約の批准に向けて国内法の整備を進めてきた。平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として、普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって下記事項を強く要望する。

### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子ども・大人が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

千葉県袖ヶ浦市議会議長 渡辺 盛

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様